

福岡県公報

平成二十五年六月十一日
第三千五百三号
増刊
①

目次

訓 令 (第七号)

○知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県石油コンビナート等防災本部の本部員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

(防災企画課) …………… 一

訓 令

福岡県訓令第七号

本 庁

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県石油コンビナート等防災本部の本部員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年六月十一日

福岡県知事 小川 洋

- 知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県石油コンビナート等防災本部の本部員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令
- 知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県石油コンビナート等防災本部の本部員及び幹事の指名等に関する規程 (昭和五十一年十二月福岡県訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。